

改 正 案	現 行
<p>1 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量(以下「エネルギー使用量」という。)は、次に掲げる方法により算定した量を合算した量とする。</p> <p>(1) 貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、エネルギーの使用量を算定し、当該貨物ごとに算定したエネルギー使用量を合算する方法(以下「燃料法」という。)</p> <p>(2) 貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物を輸送させる距離(以下「輸送距離」という。)を当該貨物を輸送した貨物自動車等の燃費で除して得られるエネルギー使用量を算定し、当該貨物ごとに算定したエネルギー使用量を合算する方法(以下「燃費法」という。)</p> <p>(3) 貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物の重量に当該貨物の輸送距離を乗じて得られる量(以下「貨物輸送量」という。)とエネルギーの使用量との関係を示す数式として適切と認められるものを用いてエネルギー使用量を算定し、当該貨物ごとに算定したエネルギー使用量を合算する方法(以下「トンキロ法」という。)</p> <p>2 1(1)から(3)において、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに算定したエネルギーの使用量を合算する際に行う、エネルギーの種類ごとの固有単位のエネルギー使用量の発熱量への換算は、別表第1の左欄に掲げるエネルギーごとに、同欄に掲げる数量をそれぞれ同表の右欄に掲げる発熱量として換算することとする。ただし、別表第1の左欄に掲げるエネルギー以外のエネルギーにあっては、実測その他適切と認められる方法により得られる当該エネルギーの一固有単位当たりの発熱量を用いて換算することとする。</p>	<p>1 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量(以下「エネルギー使用量」という。)は、次に掲げる方法により算定した量を合算した量とする。</p> <p>(1) 貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、エネルギーの使用量を算定し、当該貨物ごとに算定したエネルギー使用量を合算する方法(以下「燃料法」という。)</p> <p>(2) 貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物を輸送させる距離(以下「輸送距離」という。)を当該貨物を輸送した貨物自動車等の燃費で除して得られるエネルギー使用量を算定し、当該貨物ごとに算定したエネルギー使用量を合算する方法(以下「燃費法」という。)</p> <p>(3) 貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物の重量に当該貨物の輸送距離を乗じて得られる量(以下「貨物輸送量」という。)とエネルギーの使用量との関係を示す数式として適切と認められるものを用いてエネルギー使用量を算定し、当該貨物ごとに算定したエネルギー使用量を合算する方法(以下「トンキロ法」という。)</p> <p>2 1(1)から(3)において、貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに算定したエネルギーの使用量を合算する際に行う、エネルギーの種類ごとの固有単位のエネルギー使用量の発熱量への換算は、別表第1の左欄に掲げるエネルギーごとに、同欄に掲げる数量をそれぞれ同表の右欄に掲げる発熱量として換算することとする。ただし、別表第1の左欄に掲げるエネルギー以外のエネルギーにあっては、実測その他適切と認められる方法により得られる当該エネルギーの一固有単位当たりの発熱量を用いて換算することとする。</p>

3 燃費法において、貨物自動車等の燃費は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表第2に掲げる輸送の区分ごとの数値
- (2) 貨物自動車等の燃費を実測その他適切と認められる方法により求めることができる場合は、当該実測等に基づく貨物自動車等の燃費

4 トンキロ法において、貨物輸送量とエネルギーの使用量との関係を示す数式として適切と認められるものは、貨物輸送量に次に掲げる貨物輸送量当たりの燃料使用量を乗じるものをいう。

- (1) 貨物自動車で貨物を輸送する場合であって、かつ、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の重量を貨物自動車の最大積載量で除して得た率（以下「積載率」という。）を把握している場合には、次に掲げる数式に基づいて算出される貨物輸送量当たりの燃料使用量
揮発油を燃料とする貨物自動車にあつては、次の式

$$\ln x = 2.67 - 0.927 \ln (y/100) - 0.648 \ln z$$

軽油を燃料とする貨物自動車にあつては、次の式

$$\ln x = 2.71 - 0.812 \ln (y/100) - 0.654 \ln z$$

これらの式において、x、y及びzは、それぞれ次の数値を表すものとする。

x：貨物輸送量当たりの燃料使用量（単位 l/トンキロ）

y：積載率（単位 %）

z：貨物自動車の最大積載量（単位 kg）

- (2) 貨物自動車で貨物を輸送する場合であって、かつ、積載率を把握していない場合には、別表第3に掲げる輸送の区分ごとの貨物輸送量当たりの燃料使用量
- (3) 鉄道、船舶又は航空機で貨物を輸送する場合には、別表第4に掲げる輸送の区分ごとの貨物輸送量当たりの燃料の発熱量
- (4) 貨物輸送量当たりの燃料使用量を実測その他適切と認められる方法により求めることができる場合は、当該実測等に基づく貨物輸送量当たりの燃料使用量

3 燃費法において、貨物自動車等の燃費は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表第2に掲げる輸送の区分ごとの数値
- (2) 貨物自動車等の燃費を実測その他適切と認められる方法により求めることができる場合は、当該実測等に基づく貨物自動車等の燃費

4 トンキロ法において、貨物輸送量とエネルギーの使用量との関係を示す数式として適切と認められるものは、貨物輸送量に次に掲げる貨物輸送量当たりの燃料使用量を乗じるものをいう。

- (1) 貨物自動車で貨物を輸送する場合であって、かつ、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の重量を貨物自動車の最大積載量で除して得た率（以下「積載率」という。）を把握している場合には、次に掲げる数式に基づいて算出される貨物輸送量当たりの燃料使用量
揮発油を燃料とする貨物自動車にあつては、次の式

$$\ln x = 2.67 - 0.927 \ln (y/100) - 0.648 \ln z$$

軽油を燃料とする貨物自動車にあつては、次の式

$$\ln x = 2.71 - 0.812 \ln (y/100) - 0.654 \ln z$$

これらの式において、x、y及びzは、それぞれ次の数値を表すものとする。

x：貨物輸送量当たりの燃料使用量（単位 l/トンキロ）

y：積載率（単位 %）

z：貨物自動車の最大積載量（単位 kg）

- (2) 貨物自動車で貨物を輸送する場合であって、かつ、積載率を把握していない場合には、別表第3に掲げる輸送の区分ごとの貨物輸送量当たりの燃料使用量
- (3) 鉄道、船舶又は航空機で貨物を輸送する場合には、別表第4に掲げる輸送の区分ごとの貨物輸送量当たりの燃料の発熱量
- (4) 貨物輸送量当たりの燃料使用量を実測その他適切と認められる方法により求めることができる場合は、当該実測等に基づく貨物輸送量当たりの燃料使用量

別表第 1

揮発油 1kl	34.6GJ
ジェット燃料油 1kl	36.7GJ
軽油 1kl	<u>37.7GJ</u>
重油 イ A重油 1kl	39.1GJ
ロ B・C重油 1kl	<u>41.9GJ</u>
液化石油ガス(LPG) 1トン	<u>50.8GJ</u>
電気 イ 昼間の電気 千kWh	9.97GJ
ロ 夜間の電気 千kWh	9.28GJ
ハ 一般電気事業者(電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者をいう。)から供給される電気以外の電気 千kWh	9.76GJ

備考 この表において「昼間」とは、午前八時から午後十時までをいい、「夜間」とは、午後十時から翌日の午前八時までをいう。

別表第 2

輸送の区分	燃費 (km/l)

別表第 1

揮発油 1kl	34.6GJ
ジェット燃料油 1kl	36.7GJ
軽油 1kl	<u>38.2GJ</u>
重油 イ A重油 1kl	39.1GJ
ロ B・C重油 1kl	<u>41.7GJ</u>
液化石油ガス(LPG) 1トン	<u>50.2GJ</u>
電気 イ 昼間の電気 千kWh	9.97GJ
ロ 夜間の電気 千kWh	9.28GJ
ハ 一般電気事業者(電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者をいう。)から供給される電気以外の電気 千kWh	9.76GJ

備考 この表において「昼間」とは、午前八時から午後十時までをいい、「夜間」とは、午後十時から翌日の午前八時までをいう。

別表第 2

輸送の区分	燃費 (km/l)

	使用する燃料	最大積載量	
事業用貨物自動車	揮発油	軽自動車	9.33
		2,000kg未満	6.57
		2,000kg以上	4.96
	軽油	1,000kg未満	9.32
		1,000kg以上2,000kg未満	6.19
		2,000kg以上4,000kg未満	4.58
		4,000kg以上6,000kg未満	3.79
6,000kg以上8,000kg未満	3.38		
8,000kg以上10,000kg未満	3.09		

	使用する燃料	最大積載量	
事業用貨物自動車	揮発油	軽自動車	9.33
		2,000kg未満	6.57
		2,000kg以上	4.96
	軽油	1,000kg未満	9.32
		1,000kg以上2,000kg未満	6.19
		2,000kg以上4,000kg未満	4.58
		4,000kg以上6,000kg未満	3.79
6,000kg以上8,000kg未満	3.38		
8,000kg以上10,000kg未満	3.09		

		10,000kg以上12,000kg未満	2.89
		12,000kg以上17,000kg未満	2.62
自家用貨物自動車	揮発油	軽自動車	10.3
		2,000kg未満	7.15
		2,000kg以上	5.25
	軽油	1,000kg未満	11.9
		1,000kg以上2,000kg未満	7.34
		2,000kg以上4,000kg未満	4.94
		4,000kg以上6,000kg未満	3.96
		6,000kg以上8,000kg未満	3.53

		10,000kg以上12,000kg未満	2.89
		12,000kg以上17,000kg未満	2.62
自家用貨物自動車	揮発油	軽自動車	10.3
		2,000kg未満	7.15
		2,000kg以上	5.25
	軽油	1,000kg未満	11.9
		1,000kg以上2,000kg未満	7.34
		2,000kg以上4,000kg未満	4.94
		4,000kg以上6,000kg未満	3.96
		6,000kg以上8,000kg未満	3.53

	8,000kg以上10,000kg未満	3.23
	10,000kg以上12,000kg未満	3.02
	12,000kg以上17,000kg未満	2.74

備考 この表において「事業用貨物自動車」とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第八条に規定する「事業用貨物自動車」をいい、「自家用貨物自動車」とは、同条に規定する「自家用貨物自動車」をいう。

別表第3

輸送の区分			貨物輸送量当たりの燃料使用量 (l/トンキロ)
	使用する燃料	最大積載量	
事業用貨物自動車	揮発油	軽自動車	0.741
		2,000kg未満	0.472
		2,000kg以上	0.192

	8,000kg以上10,000kg未満	3.23
	10,000kg以上12,000kg未満	3.02
	12,000kg以上17,000kg未満	2.74

備考 この表において「事業用貨物自動車」とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第八条に規定する「事業用貨物自動車」をいい、「自家用貨物自動車」とは、同条に規定する「自家用貨物自動車」をいう。

別表第3

輸送の区分			貨物輸送量当たりの燃料使用量 (l/トンキロ)
	使用する燃料	最大積載量	
事業用貨物自動車	揮発油	軽自動車	0.741
		2,000kg未満	0.472
		2,000kg以上	0.192

軽油	1,000kg未満	0.592	
	1,000kg以上2,000kg未満	0.255	
	2,000kg以上4,000kg未満	0.124	
	4,000kg以上6,000kg未満	0.0844	
	6,000kg以上8,000kg未満	0.0677	
	8,000kg以上10,000kg未満	0.0575	
	10,000kg以上12,000kg未満	0.0504	
	12,000kg以上17,000kg未満	0.0421	
自家用貨物自動車	揮発油	軽自動車	2.74
		2,000kg未満	1.39

軽油	1,000kg未満	0.592	
	1,000kg以上2,000kg未満	0.255	
	2,000kg以上4,000kg未満	0.124	
	4,000kg以上6,000kg未満	0.0844	
	6,000kg以上8,000kg未満	0.0677	
	8,000kg以上10,000kg未満	0.0575	
	10,000kg以上12,000kg未満	0.0504	
	12,000kg以上17,000kg未満	0.0421	
自家用貨物自動車	揮発油	軽自動車	2.74
		2,000kg未満	1.39

	2,000kg以上	0.394
軽油	1,000kg未満	1.67
	1,000kg以上2,000kg未満	0.530
	2,000kg以上4,000kg未満	0.172
	4,000kg以上6,000kg未満	0.102
	6,000kg以上8,000kg未満	0.0820
	8,000kg以上10,000kg未満	0.0696
	10,000kg以上12,000kg未満	0.0610
	12,000kg以上17,000kg未満	0.0509

備考 この表において「事業用貨物自動車」とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第八条に規定する「事業用貨物自動車」

	2,000kg以上	0.394
軽油	1,000kg未満	1.67
	1,000kg以上2,000kg未満	0.530
	2,000kg以上4,000kg未満	0.172
	4,000kg以上6,000kg未満	0.102
	6,000kg以上8,000kg未満	0.0820
	8,000kg以上10,000kg未満	0.0696
	10,000kg以上12,000kg未満	0.0610
	12,000kg以上17,000kg未満	0.0509

備考 この表において「事業用貨物自動車」とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第八条に規定する「事業用貨物自動車」

をいい、「自家用貨物自動車」とは、同条に規定する「自家用貨物自動車」をいう。

別表第 4

輸送の区分	貨物輸送量当たりの燃料の発熱量 (MJ/トンキロ)
鉄道	0.491
船舶	0.555
航空機	22.2

をいい、「自家用貨物自動車」とは、同条に規定する「自家用貨物自動車」をいう。

別表第 4

輸送の区分	貨物輸送量当たりの燃料の発熱量 (MJ/トンキロ)
鉄道	0.491
船舶	0.555
航空機	22.2